

愛宕山運動施設の米軍との共同使用についての現地実施協定書を、岩国市に対して条例にもとづき開示請求しましたが、昨年 12 月 28 日付で岩国市は非開示決定を行いました。2 月 22 日そのことを不服として審査請求しました。私のその理由について紹介します

久米慶典

別紙

審査請求の理由

「愛宕山運動施設の共同使用に伴う現地実施協定書」の非開示決定は市民の知る権利を著しく侵害するもので、日本国憲法でうたわれる基本的人権を根本において否定するものと断じる。

愛宕山運動施設は日常的に岩国市民が使用するべきものであり、そのような施設において、日米地位協定で認められる事実上の施設所有者である米軍と岩国市との権利関係・取り決めが明らかにされていないということは、そもそもあってはならないことであり、使用する市民、施設周辺市民の安全を損なうものである。

たとえば軍事的緊急性が生じた場合、市民に不測の事態が生じる。どのように対処すべきか予測することができない。大いに困惑・混乱するであろう。また米軍の行動との軋轢を生じさせるおそれもある。そのことは軍隊という特殊性を考えると身身の危険にまで及ぶことが考えられる。開示は絶対に必要である。

岩国市は公表した場合「当事者との協力関係及び信頼関係が著しく損なわれる」「当該許可が取り消され、都市公園として供用することができなくなるおそれがある」「国における在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務に支障をきたすおそれがある」などとしている。

しかし市民のいわば生存権を脅かしてまで守らなければならぬものがあるのだろうか？また公表することでなぜに信頼関係がそこなわれるのか理解に苦しむ。察するに米軍にとって市民に知られては都合の悪い条文が含まれているのではないか。だとすればまさに市民にとっては絶対に知るべきことであり、非公開とすることは市民の知る権利を根底から否定するものといわなければならない。21世紀の我が国において「よらしむべき、しらしむべからず」ということはあってはならないことである。

神奈川県逗子市においては岩国市と同様の形態において池子地区の運動施設が共同使用されているが、協定書は公表されている。その際なんらの障害はなかったと理解している。そもそも逗子市において公表され、岩国市において否

定されるというのでは米軍の対応に差別が生じていると言わざるをえないのであり、岩国市民としては到底容認できないものである。

米軍の今回の対応は岩国市を米軍の占有地、岩国市民を米軍の下僕として扱うものである。米本国で米軍と自治体との共同使用に関する協定書が米軍の要望にもとづき公表されないなどということは到底考えられない。このような対応を平然と行うことは米軍がいかに岩国市民の人権をないがしろにしているかを示すものである。岩国市は米国の植民地ではない。

岩国市においては米軍に対して毅然と対応すべきである。岩国市は「協定の概要」なるものを公表している。しかしこれは岩国市が恣意的にまとめたもので、協定書ではない。百歩譲って黒塗りで公表されない部分があっても、協定書が公表されるべきなのである。国や米軍は運用上の問題という理由で米軍の行動を公表しないことがある。しかし今回は運用上の問題ではない。もしあるとするなら、その部分だけ非開示とすればよい。協定書が公開されない、そのことが岩国市民の知る権利にとって重大問題なのである。

今回の岩国市の非開示決定は、市民の知る権利より米軍の都合を優先させるものであり、決定は取り消されるべきものである。

最後に日米地位協定16条は米軍においても日本法令の尊重義務があることを記している。米軍も当然に岩国市民の知る権利を尊重するべきであることを指摘しておくものである。